

子どものための教育・保育給付に おける地域区分の在り方について

令和 2 年 6 月 2 6 日

1. 子ども・子育て支援新制度の公定価格における地域区分について

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の「地域区分」については、

① 国として統一かつ客観的なルールの必要性

② 他の社会保障分野の制度との整合性

などを踏まえ、地域ごとの民間の給与水準を反映させている国家公務員・地方公務員の地域手当の支給割合の地域区分（平成27年度施行）に準拠し、20%～0%の間で8区分に設定している。

(参考) 公務員の地域手当の区分の設定基準

- ・ 国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準（賃金構造基本統計調査による10か年の平均賃金指数）を用いて支給地域を決定（1～7級地）
- ・ 国の官署がない地域には、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定

<地域手当の支給基準>

賃金指数93.0（10か年平均）以上の地域（人口5万人以上の市）を指定。
賃金指数が特に高い東京都特別区は、1級地（20%）とする。

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109.5以上
3級地	15%	106.5以上～109.5未満
4級地	12%	104.0以上～106.5未満
5級地	10%	101.0以上～104.0未満
6級地	6%	97.5以上～101.0未満
7級地	3%	93.0以上～97.5未満

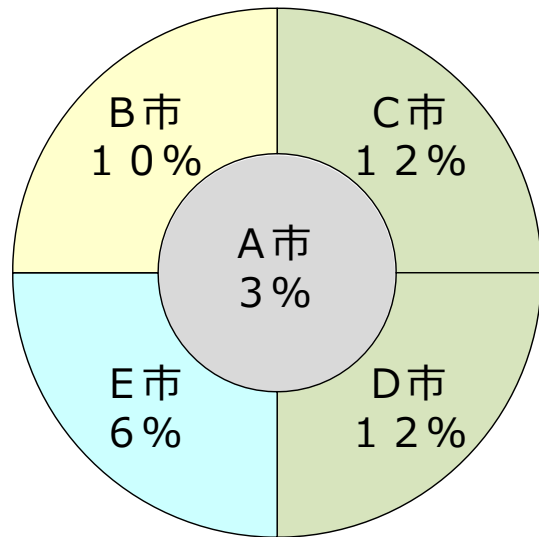
<子ども・子育て支援新制度の地域区分>

地域区分
20/100地域（1級地に対応）
16/100地域（2級地に対応）
15/100地域（3級地に対応）
12/100地域（4級地に対応）
10/100地域（5級地に対応）
6/100地域（6級地に対応）
3/100地域（7級地に対応）
設定なし地域（無支給の地域に対応）

(注) 10か年平均賃金指数は、平成15年～平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数（全国平均=100）により算出

- その際、国家公務員等の地域手当の設定がない地域について、設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該地域区分の設定がある地域のうち最も低い区分により設定する。【補正ルール①】
- 加えて、令和2年度からは、国家公務員等の地域手当の設定がある地域についても、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合には、囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域の区分に引き上げる。【補正ルール②】

<【補正ルール②】イメージ>



【基本ルール】

3% 公務員の地域手当に準拠

【補正ルール①】

A市に地域手当の設定があることから、適用されない。



新 【補正ルール②】

6%

囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分（E市：6%）まで引き上げる。

- また、子ども・子育て支援新制度の施行後の地域区分の適用に当たり、従来の保育所運営費や平成26年度に示した公定価格の「仮単価」における地域区分から、支給割合が低くなる市町村については、従前の地域区分を適用することとしている。

	保育所運営費 (～H26年度)	公定価格	
		仮単価 (H26.5公表)	現行単価 (H27年度～)
基本的な考え方	国家公務員の地域手当に準拠	国家公務員の地域手当に準拠	国家公務員又は地方公務員の地域手当に準拠
地域区分の設定がない地域の取扱い	国家公務員の地域手当の設定がある地域に約3/4以上周囲を囲まれている場合(首都圏、近畿圏内の市に限る。)に、周辺の支給割合を踏まえて設定	国家公務員の地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該地域区分の設定がある地域のうち最も低い区分により設定	国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該地域区分の設定がある地域のうち最も低い区分により設定【補正ルール①】

- 他制度における地域区分の設定状況は以下のとおり。

	介護保険	障害福祉	
		障害者	障害児
区 分	8区分	8区分	8区分
基本的な区分設定の考え方	公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当に準拠	国家公務員の地域手当に準拠し、類似制度である介護の地域区分の考え方に合わせる	
各制度独自の区分設定の考え方	<p><管内に国の官署がないため「その他地域」となる市町村> 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に複数隣接する場合には、当該隣接している地域手当の設定がある地域の低い区分から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できる。 【子ども・子育て支援新制度の【補正ルール①】に相当】</p> <p><全ての市町村(地域手当の設定がある地域を含む。)> 当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択できる。 【H30年度創設】 【子ども・子育て支援新制度の【補正ルール②】に相当】</p>	介護保険制度と同様	<p>契 約</p> <p>介護保険制度と同様</p> <p>措 置</p> <p>以下の要件のいずれかに該当する場合は上乘せ対象とする。 ・国家公務員の地域手当支給対象地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内で、市に限る) ※上乘せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定 ・以前官署が所在した地域</p>

- 令和元年12月の「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（子ども・子育て会議）」では、「地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべき」とされたところ。

【参考1】 「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」

（令和元年12月10日子ども・子育て会議）

3. 公定価格全般に関する事項

(3) 地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方

人件費に係る地域区分の在り方については、より広域的な設定を提案する意見もあったが、統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきである。

その上で、子ども・子育て支援新制度独自の区分設定について、国家公務員等の地域手当の設定がない地域における現行の補正措置に加えて、介護保険制度における改正の状況を考慮し、**国家公務員等の地域手当の設定がある地域においても、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき**である。

また、子ども・子育て支援新制度施行時に令和元年度までの時限措置として設けた地域区分の経過措置については、施設・事業所の運営に与える影響を考慮して継続すべきである。

地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべきである。

- 介護報酬の地域区分における令和3年度からの特例の在り方等に関する議論については以下【参考2】を参照。

【参考2】「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」

(令和元年12月 社会保障審議会介護給付費分科会)

2. その他

- 平成30年度介護報酬改定の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。
- 本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。
- 具体的には、**隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域の地域区分の中で一番低い区分までの範囲内で選択できることとする**ことが適当である。
- あわせて、
 - ・ **隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域手当の設定がない地域（0%）** 又は
 - ・ **隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域**について、**当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内において区分を選択できることとする**ことが適当である。
- また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※）については令和2年度末までがその期限となっているが、令和5年度末までの延長を認めることが適当である。
 - ※ 当該地域における平成27～29年度の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内で設定を可能とするもの。
- これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、**新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政中立の原則の下、令和3年度介護報酬改定において実施することが適当**である。
- また、サービス毎の person fee 割合が上昇傾向にあることを踏まえつつ、サービス別の person fee 割合の在り方については、財政中立を原則とした制度であることを踏まえ、来年度以降更に検討することが適当である。
- なお、当分科会では、地域区分について、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲でのより広域的な範囲での設定について意見があった一方で、大幅な見直しは控えるべきとの意見があったことも踏まえ、今後施行状況も踏まえつつ、地域区分の在り方について引き続き検討することが適当である。

2. 地域区分に関する自治体調査概要

1 調査目的

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）」において、「地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべき」とされたことを踏まえて調査

2 調査対象

全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）

3 調査時期

令和2年3月～4月

4 調査内容

(1) 地域区分の在り方について

以下について、都道府県及び市町村に対して回答を依頼（都道府県は、広域的な見地から回答）

ア 地域区分（令和2年度～）の在り方について、当てはまる意見を選択

- ① 特に見直しの必要はない
- ② 見直し（地域手当制度に準拠しつつ補正措置を追加）の検討が必要
- ③ 見直し（地域手当制度と異なる新たな仕組み）の検討が必要

イ アで②又は③と回答した自治体は、以下について回答

（ア）地域区分により生じている具体的な課題（公務員・介護人材との共通点・相違点も記入）

（イ）地域区分の具体的な見直し方法（根拠となる考え方・統計データ、財源の考え方等も記入）

(2) 地域区分の経過措置の在り方について（経過措置適用中の市町村のみ回答）

経過措置の在り方について、当てはまる意見を選択（③又は④を選択した自治体はその理由も記入）

- ① 経過措置を終了し、地域手当の級地指定どおりでよい
- ② 経過措置を終了しても、補正措置（経過措置よりも低い、級地指定よりも高い）の適用が可能であり、それで支障ない
- ③ 少なくとも3年以上の継続が必要
- ④ 少なくとも5年以上の継続が必要

3. 都道府県調査結果について

(1) 都道府県からの地域区分の在り方についての回答

- 6割超の都道府県は、地域区分の在り方について「特に見直しの必要はない」と回答。
- 見直しの検討が必要とする回答には、周囲の自治体の地域区分を考慮した補正ルールの追加を求める内容が多い。

【表1】都道府県からの地域区分の在り方についての回答

	都道府県数
①特に見直しの必要はない	30 (63.8%)
②見直し（地域手当制度に準拠しつつ補正措置を追加）の検討が必要	13 (27.7%)
③見直し（地域手当制度と異なる新たな仕組み）の検討が必要	3 (6.4%)
④その他（②③両方に当てはまると回答）	1 (2.1%)

(n = 47)

(2) 「見直しの検討が必要」とした都道府県の主な回答

- 地域区分の在り方について「見直しの検討が必要」（上記②～④）と回答した都道府県が挙げた主な課題と見直し方法は以下の通り（都道府県からの主な回答については次頁【表2】参照）。

【課題】

- 地域間格差が解消されておらず、人材確保に支障が出ている（保育に必要な人材が地域区分の高い自治体に流出している、現在の地域区分では十分な人件費設定ができない等）

【見直し方法】

- 周囲の自治体の地域区分を考慮した補正ルールの追加
- 地域間の物価水準を考慮した補正ルールの追加
- 広域での地域区分の設定 等

- 【見直し方法】の回答に、地域区分の見直しに伴い必要となる財源についての具体的な提案は見られなかった。

【表2】「見直しの検討が必要（②又は③）」とした都道府県の主な回答

（注）回答に記載の都道府県名等は削除した上で整理

意見	課題	見直し方法
②	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する自治体の地域区分差が大きく、施設運営費収入に大きな差が生じ、それが保育士給与に反映されていることから人材確保が困難になっている。 前回見直しでは、前述の格差問題が解消されない自治体が多い。 介護保険については、隣接地域とのバランスを考慮して介護報酬改定の際（3年に1度）に、適用する級地の見直しが行われているほか、経過措置が導入され、新旧の範囲内で自治体を選択できる方法となっている。そのため、介護人材の確保や介護サービスの提供など市町村が総合的に判断し、地域区分を決定できる余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活圏が同じにも関わらず、隣接する自治体間で大きな差があり、その解消のために周囲の地域区分と比較して調整できるようにする必要がある。各市町村が、以下の①または②のいずれかをとることができる見直し方法を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ①周囲の自治体の地域区分合計数をその自治体数で割り、平均値を算出し、その平均値が一番近い地域区分を選択できる。 ②人口増加（H27から2,000人以上増）の自治体で、かつ当該地域区分が周囲の平均値以下の場合、1段階上の区分まで選択できる。
②	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの自治体では、同一の生活圏や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっており、当該自治体やそこに所在する事業者からは、法人の運営資金に差が生じ、保育に必要な人材が隣接自治体に流出する等、保育所運営や人材確保等に支障が生じているとの声が上がっている。 また、介護分野においても、サービス事業者の撤退等の問題が生じているとの声が上がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の補正ルールをベースに、生活圏域の重なる隣接地域で大きな差が生じないように、市町村単位ではなく、より広域で設定を行うなど、周辺自治体間で著しい格差が生じないような仕組みの構築。 <ul style="list-style-type: none"> （例1）同一の最低賃金となる都道府県単位の行政区画で、補正（都道府県単位での囲まれルール適用）を行う。 （例2）隣接する2自治体が、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合については、当該2自治体以外の囲んでいる市町村のうち、支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げを行う。 介護報酬制度と同様に、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内において区分を選択できることとする。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県内の都市部の物価水準は、近年上昇傾向にあるが、その一方で、賃金水準は全国平均を下回るという物価と賃金が乖離している状況があることから、保育士等労働者の生活を圧迫している部分があると思われる。 このような乖離が見られる県内の都市部においては、その他地域区分として計算された運営費収入では、保育士を確保するために十分な人件費設定ができていない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者物価地域差指数などの統計データにより、地域間の物価水準について補正措置の要素として取り入れてはどうか。 国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村の消費者物価地域差指数を上回る場合は、支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。
③	<ul style="list-style-type: none"> 本県においては、首都圏に近い自治体で待機児童が多く発生しており、受け皿の確保のため施設整備を進めているが、保育士がより給与の高い首都圏に流出する現状が見られ、保育士の確保が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高い地域区分の自治体に複数隣接する自治体の地域区分を引き上げる補正措置が必要と考えるが、そもそも地域区分は、特別区のみ20/100に設定され、公定価格が厚く配分される仕組みとなっているため、地方創生・東京一極集中の是正のためにも、制度の抜本的な見直しを図ってほしい。

4. 市町村調査結果について

(1) 市町村からの地域区分の在り方についての回答

- 9割超の市町村は、地域区分の在り方について「特に見直しの必要はない」と回答。
- 「見直しの検討が必要（②又は③）」と回答した市町村は4%程度で、大都市圏が中心。

【表3】市町村からの地域区分の在り方についての回答

	市町村数	
①特に見直しの必要はない	1,665 (95.9%)	(n = 1,736)
②見直し（地域手当制度に準拠しつつ補正措置を追加）の検討が必要	49 (2.8%)	
③見直し（地域手当制度と異なる新たな仕組み）の検討が必要	22 (1.3%)	

【参考】「見直しの検討が必要（②又は③）」と回答した市町村数が多い都道府県

埼玉県（18市町村）、神奈川県（7市町村）、千葉県・東京都・愛知県・大阪府（4市町村）

(2) 「見直しの検討が必要」とした市町村の主な回答

- 地域区分の在り方について「見直しの検討が必要」（上記②又は③）と回答した市町村が挙げた主な見直し方法は以下の通り（市町村からの主な回答については次頁【表4】参照）。
 - 周囲の自治体の地域区分を考慮した補正ルールの追加
 - 生活実態を考慮した補正ルールの追加
 - 保育人材の確保・定着のための暫定的な支援措置の実施 等
- 【見直し方法】の回答に、地域区分の見直しに伴い必要となる財源についての具体的な提案は見られなかった。

【表4】「見直しの検討が必要（②又は③）」とした市町村の主な回答

(注) 回答に記載の市町村名等は削除した上で整理

意見	見直し方法
<p>②</p> <p>②</p>	<p><周囲の自治体の地域区分を考慮した補正ルールの追加></p> <ul style="list-style-type: none"> • 隣接市町村数のうち、より支給割合の高い隣接市町村数が半数以上の市町村は、隣接市町村で支給割合が最も近い地域区分まで引き上げができることとする。 • 今回示されている地域区分の補正ルール②をより拡充し、隣接地域に2等級以上の差がある場合に、引き下げも含めた平準化について検討いただきたい。介護報酬資料（R1.11.15社保審-介護給付費分科会資料「地域区分について」）では、より隣接地域を考慮した地域区分設定となっているため、参考にされたい。
<p>②</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>③</p>	<p><生活実態を反映させるための補正ルールの追加></p> <ul style="list-style-type: none"> • 公務員の地域手当の支給割合に係る級地指定に準拠した区分だけではなく、保育士の給与や土地建物の借料等の実態を調査・考慮した上で、地域間格差が生じないように区分を定めていただきたい。 • 生活実態を反映させるため、都市計画マスタープランで示す市町村内の地域ごとにおいて、それぞれの地域に居住する人口割合が2割以下の地域と接している近隣の市町村は、囲まれルールにおける囲まれている対象としないなど、同一の生活圏内にあり、人口の大多数が居住する地域に隣接している地域を対象として、支給割合の最も近い地域区分に引き上げる。 • 下記の3点の数値を指数化し、総合計点で地域区分を決定する方法 ①人口規模、②特定教育・保育施設の利用定員の合計数、③教育・保育給付認定を受けた人数の総数 • 地域の実情に合わせるため、住宅・土地統計調査等を活用し、客観的に地域区分の設定をお願いしたい。
<p>②</p> <p>②</p>	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域区分の高い地域に隣接している市町村に顕著に現れていることから、全国市長会において予めから提言している「地域の実情に即した地域区分の見直し」が実現するまでの暫定措置として、地域区分の格差による影響の大きい市町村に対し、保育人材の確保・定着のための支援措置を講ずること。 • 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会においても、パーソントリップ補正の拡充に関する有用性を認めていることから、現状の保育需要の状況を踏まえ、公務員給与制度の見直しに先立ち実施することを検討されたい。

(3) 経過措置適用中の市町村からの経過措置の在り方についての回答

- 現在経過措置が適用されている18市町村中、経過措置が終了しても支障ないと回答した市町村（①又は②）は11市町村。
- 経過措置の継続が必要と回答した7市町村は、園運営に支障が出ることや、人材の確保に影響が出ること、保育の質の維持向上を図るために必要であることなどを理由として挙げている。

【表5】経過措置適用中の市町村からの地域区分の在り方についての回答

	市町村数
①経過措置を終了し、地域手当の級地指定どおりでよい	5 (27.8%)
②経過措置を終了しても、補正措置（経過措置よりも低いが、級地指定よりも高い）の適用が可能であり、それで支障ない	6 (33.3%)
③少なくとも3年以上の継続が必要	1 (5.6%)
④少なくとも5年以上の継続が必要	6 (33.3%)

(n = 18)

5. 今後の検討に当たっての視点

- 人件費に係る地域区分の在り方については、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月子ども・子育て会議）」において、「統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべき」とされたことを踏まえて検討する必要がある。
- 今回の調査結果において、都道府県では6割超が、市町村では9割超が、「特に見直しの必要はない」と回答していること等を踏まえつつ、他の社会保障分野の制度との整合性の観点から介護保険制度における改正の状況等も考慮して引き続き議論する必要がある。
- その際、仮に地域区分の在り方を見直す場合、必要となる財源について、財政中立の原則の下でどのように確保していくのか、併せて検討することが必要と考えられる。

【参考資料】地域区分の在り方について「見直しの検討が必要」とした都道府県の回答内容（課題及び見直し方法）

1 「②見直し（地域手当制度に準拠しつつ補正措置を追加）の検討が必要」の回答内容

（注：回答内容から都道府県名等は削除した上で整理）

	課題	見直し案	財源提案
1	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分の差により、隣接する市町で職員の処遇に格差が生じ、区分の低い地域において職員の確保が困難になる又は区分の高い地域への人材流出が起こるとの声が挙がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分の設定がない市町村で条件を満たす市町村は、隣接する市町の級地設定まで引き上げることを市町村が選択できるルールの新設。 対象：複数隣接ルール（補正ルール①）により級地設定された市町村と隣接する級地設定のない市町村 条件：隣接する市町村のうち最も低い級地の市町村の課税対象所得（納税者一人当たり）を上回る場合、隣接する市町の級地区分まで引き上げることを市町村が選択可能とする。 ※介護報酬の地域区分の補正ルールが選択式のため 	なし
2	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する自治体の地域区分差が大きく、施設運営費収入に大きな差が生じ、それが保育士給与に反映されていることから人材確保が困難になっている。 前回見直しでは、前述の格差問題が解消されない自治体が多い。 介護保険については、隣接地域とのバランスを考慮して介護報酬改定の際（3年に1度）に、適用する級地の見直しが行われているほか、経過措置が導入され、新旧の範囲内で自治体を選択できる方法となっている。そのため、介護人材の確保や介護サービスの提供など市町村が総合的に判断し、地域区分を決定できる余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活圏が同じにも関わらず、隣接する自治体の間で大きな差があり、その解消のために周囲の地域区分と比較して調整できるようにする必要がある。各市町村が、以下の①または②のいずれかをとることができる見直し方法を提案する。 ①周囲の自治体の地域区分合計数をその自治体数で割り、平均値を算出し、その平均値が一番近い地域区分を選択できる。 または、 ②人口増加（H27から2,000人以上増）の自治体で、かつ当該地域区分が周囲の平均値以下の場合、1段階上の区分まで選択できる。 	なし
3	<ul style="list-style-type: none"> 県内の隣接する市町村にも格差がある上に、その差を客観的に説明し難い。また、その結果として保育所等が受け取る運営費にも大きな差が生じていることから、保育士等の給与にも差が生じ、保育士等の確保に影響しているとの訴えもある。 地域の状況を反映した設定とするよう要望してきたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の一体性を考慮した補正が必要。但し、同時に近隣都道府県との関係や結果的に引き下げが生じるような市町村には経過措置等激変緩和についての配慮も必要と考える。 なお、職員の地域手当は、現在県内一律となっている。 	なし

	課題	見直し案	財源提案
4	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの自治体では、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっており、当該自治体やそこに所在する事業者からは、法人の運営資金に差が生じ、保育に必要な人材が隣接自治体に流出する等、保育所運営や人材確保等に支障が生じているとの声が上がっている。 また、介護分野においても、サービス事業者の撤退等の問題が生じているとの声が上がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の補正ルールをベースに、生活圈域の重なる隣接地域で大きな差が生じないように、市町村単位ではなく、より広域で設定を行うなど、周辺自治体間で著しい格差が生じないような仕組みの構築。 (例1) 同一の最低賃金となる都道府県単位の行政区画で、補正(都道府県単位での囲まれルール適用)を行う。 (例2) 隣接する2自治体が、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合については、当該2自治体以外の囲んでいる市町村のうち、支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げを行う。 介護報酬制度と同様に、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内において区分を選択できることとする。 	なし
5	<ul style="list-style-type: none"> 当県内においても、率の高い地域への保育人材の流出や、人材確保のため給与を他の地域に合わせて高く設定することによる経営圧迫等の例が見られるが、県を跨ぐ事例もあり、地域区分の見直しのみを以て課題を解決することは困難であると考え。保育士の全体的な給与水準が他職種と比較して適正であれば、地域区分の違いが人材確保に与える影響も抑えられるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士としての適正な給与水準を実際に確保したうえで、地域区分について、保育人材の流出・流入の具体的状況を基に一定範囲をブロック化して率を設定するなど、詳細な状況を踏まえて検討を行う。 	なし
6	<ul style="list-style-type: none"> 各市町とも保育人材の確保が困難な中で、地域区分が高い市町は処遇面で有利な条件を提示しやすくなるため、近隣の地域区分が低い市町は保育人材を奪われてしまい、結果的に地域区分が低い市町において待機児童が発生する状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する市町間の支給割合の差は1段階までとする。 	なし
7	<ul style="list-style-type: none"> 【介護】近隣する市町で地域区分が異なる場合、高い区分の市町へ人材が流出する。 	—	—
8	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市町村においては、隣接する政令指定都市や近隣市町村の地域区分が高いことから、民間施設共に保育士等の人材確保が困難な状況が続いている。 処遇改善に係る単独事業を実施している市町村において、財政負担の課題が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市に隣接する市町村について、当該政令指定都市の地域区分までの引き上げを当該市町村の判断により認められる措置の検討。 	なし

	課題	見直し案	財源提案
9	<ul style="list-style-type: none"> 県境の地域のうち、隣接県の「隣接地域」の地域区分が低いため、都道府県内の「隣接地域」と比べ、スポット的に低くなっている地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県内における区分の平均化を観点に加える。 山地等が隣接する市町村内においては、地域によって人口の多少の差が大きいため、人口の多い地域の隣接地に区分を合わせる。 	なし
10	<ul style="list-style-type: none"> 級地が6/100の地元で働くよりも、級地が16/100の市に通勤して働く方が給与が高くなるため、県外に保育士が流出してしまう。 県内においても同様に、級地が高い市へ勤務した方が給与が高くなるため、保育士が都市部に集中してしまう。 公務員の場合は、地元の方が経験や知識が活かせることがあるが、保育士の場合、居住地と仕事内容は密接な関わりが少ないため、他市町村で働くことへのハードルが低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通手段の発達により遠方への通勤が容易（隣接地よりも遠方へ勤務可能）で、勤務地に関して地元志向が弱いため、地域手当の級地を踏まえつつ、住民の他市町村への割合を踏まえて級地の増減補正を加える。（例えばA市（級地10/100）において、A市在住の保育士の半数がA市、半数がB市（16/100）で勤務している場合、13/100の級地とするようなイメージ。） 	なし
11	<ul style="list-style-type: none"> 本県における保育士の平均給与については、全国に比べて低い水準となっており、人材の確保が困難な状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の保育士のきまって支給する現金給与額が、全国平均に比べて低くなっている状況により、本県における保育士の確保が困難になっていると考えられるため、地域区分の引上げを要求している市はもとより、全県的に引き上げることを検討するべきである。 	なし
12	<ul style="list-style-type: none"> 行政圏域（保健所、警察署等）が重なっている地域で、「10/100地域」と「その他地域」が隣接するなど、隣接する市町村の保育所の運営費収入に大きな差が生じている例がある。 保育士確保に当たって地域間格差が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度のように「囲まれている」場合に限らず、ある市町村と隣接する一の市町村の地域区分の間に2段階以上の差がある場合には、低い市町村の地域区分を一段階引き上げる（「10/100地域」と「その他地域」が隣接する場合、「その他地域」→「3/100地域」に一段階引き上げる）といった柔軟な地域区分の設定を検討いただきたい。 特に行政圏域が重なっている場合に、地域区分が高い隣接市町村が一つだけであることを理由に格差を放置するのは、他の補正ルールによる補正結果と比較して合理性に乏しい。 	なし
13	<ul style="list-style-type: none"> 県内の都市部の物価水準は、近年上昇傾向にあるが、その一方で、賃金水準は全国平均を下回るという物価と賃金が乖離している状況があることから、保育士等労働者の生活を圧迫している部分があると思われる。 このような乖離が見られる県内の都市部においては、その他地域区分として計算された運営費収入では、保育士を確保するために十分な人件費設定ができていない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者物価地域差指数などの統計データにより、地域間の物価水準について補正措置の要素として取り入れてはどうか。 国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村の消費者物価地域差指数を上回る場合は、支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。 	なし

2 「③見直し（地域手当制度と異なる新たな仕組み）の検討が必要」の回答内容

（注：回答内容から都道府県名等は削除した上で整理）

	課題	見直し案	財源提案
1	<ul style="list-style-type: none"> 本県は、待機児童の解消を目標に掲げ、その受け皿の拡大に対応する保育士の確保の取組を進めることとしており、処遇改善等加算の活用の促進等により一定の成果を上げているところ。 一方、保育士の資格を取得したにもかかわらず、主に給与等の面から、他の職や首都圏などの保育所を選択する例が多いとの指摘もあり、地方における保育士の一層の処遇改善を進める必要があると認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生の観点から、活力ある地域社会の実現と東京一極集中の是正を図るべく、地方における保育士の更なる処遇改善を図る等、地域区分の抜本的な見直しを期待する。 	なし
2	<ul style="list-style-type: none"> 本県においては、首都圏に近い自治体で待機児童が多く発生しており、受け皿の確保のため施設整備を進めているが、保育士がより給与の高い首都圏に流出する現状が見られ、保育士の確保が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高い地域区分の自治体に複数隣接する自治体の地域区分を引き上げる補正措置が必要と考えるが、そもそも地域区分は、特別区のみ20/100に設定され、公定価格が厚く配分される仕組みとなっているため、地方創生・東京一極集中の是正のためにも、制度の抜本的な見直しを図ってほしい。 	なし
3	<ul style="list-style-type: none"> 県内市町間で単価が異なることに不公平感があるとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村単位ではなく都道府県単位や国の行政単位（地方厚生局単位等）の、より広域な区分とした方が不公平感が和らぎ、市区町村の事務負担も減ると思われる。 なお、最低賃金は都道府県単位となっている。 	なし

3 「その他（②③両方に当てはまると回答）」の回答内容

（注：回答内容から都道府県名等は削除した上で整理）

	課題	見直し案	財源提案
1	<ul style="list-style-type: none"> 保育士給与の地域間格差。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域間格差を是正し、地方での保育士確保が可能となる単価設定にしていきたい。 	なし